

広島 いしが市

9.1

No.235

2015年(平成27年)9月1日号



【特集】 進化する図書館…………… 2

第11回非核平和推進中学生広島派遣団レポート……………6

集団がん検診・若年者健診のお知らせ……………10

マイナンバー制度が始まります……………12

「防災の日」と「防災週間」……………13

国勢調査を実施します……………14

第32回上野城新能……………16

9月の二次救急実施病院……………23

※写真は、8月1日に島ヶ原温泉やぶつちやで開催されたしまがはら夏まつりの様子。詳しくは18ページをご覧ください。

進化する図書館

～みんなの図書館について、一緒に考えませんか～



知識の拠点・新しい交流の場としての図書館づくり

伊賀市長 岡本 栄



図書館は本を借りるだけの施設だと思ってる人も多いのではないでしょ

うか。現在の図書館はそういう施設からさらに進化した新しい交流空間へと成長しています。

皆さんは「図書館」にどんなイメージを持っていますか？
 「本を借りる場所」「静かで落ち着いた雰囲気のある場所」「本が好きな人だけが使う場所」といったイメージが、思い浮かぶのではないのでしょうか。ところが、現在の図書館の役割や機能は、皆さんのイメージするものだけではなくなりつつあります。
 では、図書館とは、一体どのような場所なのでしょう。今回は、図書館が担う役割や求められる機能などについて考えてみたいと思います。

「図書館」という名称にこだわると、あまりイメージがわかないかもしれません。しかし、ゆったりとしたスペースの中で、学生や高齢者、仕事をしている人、子育て中の人などさまざまな人が時間に拘束されずにいつでも気兼ねなく利用できる場所が必要になってきています。

過日、先進的な図書館と言われる佐賀県の武雄市図書館と伊万里市民図書館へ行ってきました。ひとつは画期的な図書館、ひとつは市民が一生懸命つくりあげてきた図書館で、どちらもこれからの運営の参考に

るような施設です。そうした視察を終えて帰ってきて、改めて自分のまちの図書館を見てみると、これではいけないという思いに駆られました。図書館員の皆さんは限られた施設で努力していますが、スペース的な問題や新しい使い方の可能性からも足りない部分があると感じました。

知の拠点であるだけでなく、将来に向けて人を育てていくことや現在の皆さんに交流の場を提供することは、まちづくり、地域づくりにおける図書館の役割として欠かせません。

新しい図書館を市民の皆さんと作るチャンスは今しかないと思っています。さまざまな課題をさまざま

伊賀市がめざす「不易流行」の図書館

不易流行って何だろう？

不易流行とは、松尾芭蕉翁が提唱した哲学の一つで、「いつまでも変化しない本質的なもの（不易）を忘れない中にも、新しく変化を重ねていくもの（流行）を取り入れていくこと」を意味しています。

伊賀市の図書館は、この「不易流行」の精神を受け継ぎ、変わらないものや変えてはいけないものを守り、時代とともに変わっていくものやみんな考えて作っていくべきものを育める施設として進化していくことをめざしています。



「不易流行」を提唱した松尾芭蕉翁（イメーじ）

伊賀市の図書館がめざす「不易流行」とは、樹木の枝葉（流行）と幹（不易）に例えることができます。

学びの場
 農林業支援の場
 地域活性の場
 起業支援の場
 交流・憩いの場

不易

いつまでも変わらないもの
変えてはいけないもの

図書館にとって変えてはいけな
いものとは何でしょうか。それを
知るために、図書館の歴史にふれ
てみましょう。

「知る自由」を守るために

1959（昭和34）年に、公共図
書館の精神的支柱と言われる「図書
館の自由に関する宣言」が採択され
ました。
第2次世界大戦以前は、日本を含
めて世界中で検閲や焚書が行われま
した。現在でも行われている国があ
ります。

図書館の自由に関する宣言

図書館は、基本的人権のひとつとして知る
自由をもつ国民に、資料と施設を提供するこ
とを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のこと
を確立し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての権限に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは
抵抗して、あくまで自由を守る。

昭和34年 日本図書館協会

条文の中で、民主主義社会を支え
る基本的人権の1つである「知る自
由」を保障する機関として、図書館
が重要な役割を担っていることが明
言されました。また、検閲や焚書な
どの過ちを繰り返さないという反省
の意味も込められています。

この宣言に代表されるように、「不
易流行」の不易は、「知る自由」を守
るために、公が行うべきことを指し
ているといえます。

この宣言は、
現在ほとんど
の公共図書館
の館内に掲げ
られています。



▲阿山図書室
中島 公子

*焚書 特定の思
想・宗教・学問を
排除するために、
書物を焼き捨て
ること。

図書館では全ての人が自由に 無料で本を読む権利を持っている

「図書館法」の第17条に次のように
定められています。

図書館法第17条

公立図書館は、入館料その他図
書館資料の利用に対するいかなる
対価をも徴収してはならない。

この条文では、全ての人が、無料で、
誰に指図されることもなく、自ら本
を選び、読み解き、知識を獲得して

流行

観光支援の場

文化や歴史の
保存・活用

子どもが
成長する場

情報拠点

不易

いくことを保障しています。

つまり、「無料原則」が
図書館の「不易」の部分
の大切な役割です。



▲大山田図書室
稲増 久恵

司書は本の専門家

図書館について専門的に学び、国
家資格を持つ「司書」が図書館には
不可欠です。

カウンターで本の貸し出しや返却
を行うこと以外にも司書にはさまざ
まな仕事があります。本に関する幅
広い知識を生かして、利用者の皆さ
んが必要とする情報や資料を探すお
手伝いをするのもそのひとつです。

本と人をつなぐ司書に
お気軽にご相談ください。



▲上野図書室
四十野 真由美

図書館は 情報が集まる「知の拠点」

図書館では、貴重な古文獻・古文
書を保管しています。もちろん伊賀
市でも多数の文献を保管しています。
いわば公文書館なのです。

図書館学の父と言われているイン
ドの図書館学者ランガナタンは図書
館を「成長する有機体である」と表
現しています。それは図書館が情報
を蓄積し続けることで常に変化して
いるためです。

情報が集まるどころであることが
ら、知の拠点とも言われています。



▲いがまち図書室
岡山 恵美子

全ての市民のための施設

人は、誰もが学ぶ権利を持ってい
ます。図書館では、誰かに強制され
ることもなく、規則やマナーを守り
ながら、知りたいことを知りたいよ
うに学ぶことができます。

図書館は全市民のための施設です。

流行

時代とともに

変わっていくもの
みんなで作っていくもの



これからの図書館に必要なことは何なのか、図書館を利用する人の思いにその答えがあるのではないのでしょうか。

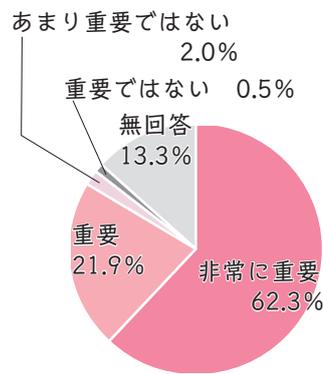
まちづくり・ひとづくりの広場 としての図書館

誰にでも開かれた図書館は、ありとあらゆる文化活動をすることができ、施設として進化し続けています。それは一言で表現すると、市民の「居場所」だと言えます。

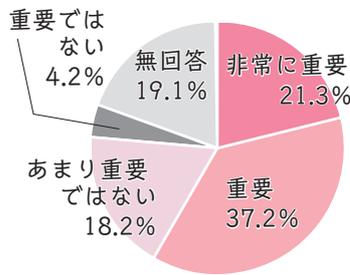
新しい図書館に望むことは？

「質問」新図書館を整備する上で、何が重要だと思いますか。

○ゆとりある本棚や読書席と
駐車場スペースの確保



○交流の場として
活用できる場所



※2013（平成25）年実施の利用者アンケート調査結果より抜粋

「本を借りる場所」というだけでなく、「過ごす場所」としての役割に期待が寄せられていることがわかります。



▲青山図書室
嵯 美晴

図書館を利用していらっしゃる皆さんに、図書館に望むことを伺いました。

◎普段、どのように図書館を利用していますか？

私も子どもも本が好きなので、幼稚園の帰りに本を借りたり、子どもを連れて読み聞かせ会に参加したりしています。家の近くにあるので、頻繁に通うことができます。ことや、探している本がないとき司書の方が取り寄せなど迅速に対応してくれることが嬉しいですね。



▲小野恵美子さん
龍生さん(5歳)

◎図書館にあってほしいなと思う施設やサービスは？

児童書と一般書の場所が近く、子どもが大きい声を出すと注意しないといけない。離れているか分離されていけばゆっくり読めるのかなと思います。また、駐車場から図書館に入るまでの間に車道を通るので、子どもが駆け出すと危険を感じるがあります。駐車場から直接図書館に入れると安心です。夏の暑い日に、お茶を飲んで休憩する場所もある、子ども用トイレもある、じゃあ一日涼みながら本を読んでゆっくり過ごそうかなと思える図書館があればいいなと思います。

◎普段の利用方法や図書館にあってほしいなと思う施設やサービスは？

家の近くの青山図書室へ行くと本をたくさん置いてくれてあり、子ども用のスペースがあるのはいいなと思いますが、反面、閲覧場所が狭く混雑するのでもっと広いと思います。



▲右から福森大輝さん(高校1年)と山口祐太さん(高校3年)

また、館内に音楽が流れていたりと、読書で疲れたときにリフレッシュできる休憩場所やカフェがあれば1日過ごせたいなと思います。◆山口祐太さん 資格の勉強などで、月に2回程、上野図書館に通っています。平日は学校が終わってからだと閉まってしまうので利用できなくて残念なことがあります。また、図書館はいろいろな人が利用するので、子ども連れの人や高齢者が階段を昇らなくてもいいように読み聞かせなどの催しのできる場所が1階にあたり、子どもが騒いでも家族が気にしなくていいように館内に音楽が欲しいと思います。



▲島ヶ原図書室
谷岡 芳子

県外の先進的な図書館を

視察してきました



▲武雄市図書館
◀灯りが効果的に取り入れられた館内。(武雄市)



▲伊万里市民図書館
◀登り窯を模した読み聞かせ室。壁にも陶板が使われています。(伊万里市)



今年2月、岡本市長が佐賀県の武雄市図書館と伊万里市民図書館の視察に行ってきました。
さまざまな先進的事例から、伊賀市が今後めざしていくべき課題がみえてきました。

◆伊賀市と他市を比較してみると…

	人口	延床面積
伊賀市	約 95,000 人	1,678㎡
		(分館) 786.5㎡
名張市	約 80,000 人	2,070㎡
伊万里市	約 56,500 人	4,375㎡
武雄市	約 50,000 人	3,803㎡



▲上野図書館 (伊賀市)

◆図書館を建設する場所について 委員会で検討が行われました

伊賀市新図書館建設計画検討委員会では、ほかの計画との関係も考慮しつつ、図書館整備の観点から建設整備地の条件の比較検討をしてきました。

その結果、建設整備地の条件について、次の優先順位が決定されました。
※投票による順位で、満点は42点

優先順位	建設整備地の条件	投票点数
1	公共交通機関のアクセスがよい場所	39
	駐車場スペースの確保ができる場所	
	災害等の被害を受けにくい場所	
2	ゆとりのある本棚や読書席の確保ができる場所	37
3	より多くの人が行きやすい場所	34
4	図書館内のサービス動線や管理動線を考えた配置ができる場所 中心市街地であること	31
5	学生などが学習するのに便利な場所	29
6	市の財政的負担が少ない場所	28
7	図書館周辺のインフラ整備費用が要らない場所	25
	他の公共施設などに近い場所	
8	新築のみならず改修でもよい 幹線道路に近い場所	23

◆図書館で賑わい創出を

今回紹介した図書館の役割などは、実際に他市町が実施していることの一部に過ぎません。現在、伊賀市で実施しているサービスも一部ありますが、ゆったり過ごせるスペースがなく、またバリアフリーではないため、使いづらいという意見を日常的にいただきます。

市が行う文化や教育に対する事業は、ひとつくりへの投資だと言えます。投資に対する効果はすぐに表れるものではないかもしれませんが、しかし、今は目に見える利益がなくても、将来、このまちを担う人を支え、育てることが市の大きな役割です。そして、その一翼を担う存在こそが図書館です。

図書館の賑わいとは、テーマパークのような賑わいではありません。それは「あらゆる目的の人があらゆる使い方のできる、市民の憩いの居場所」がもたらす効果です。

図書館は集いの場所です。そして、経済力を持たない子どもなど、誰でもあっても情報を得ることができよう義務づけられた施設です。

伊賀市の図書館を利用するのは、伊賀市に住む市民の皆さん自身です。皆さんが親しんで利用することができ、市民の財産となる図書館づくりについて、一度考えてみませんか。

【問い合わせ】 上野図書館

☎ 21・68868 FAX 21・89999

第11回 伊賀市非核平和推進 中学生広島派遣団レポート

市内の中学生を代表して
私たち10人が
現地に行ってきました!



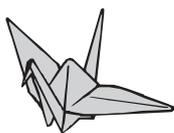
《行程表》

1日目

- 被爆体験講話聞き取り
- 爆心地・原爆ドーム見学
- 千羽鶴献納(原爆の子の像)
- 広島平和記念資料館見学

2日目

- 平和記念式典参列(平和記念公園)
- 平和演劇鑑賞(広島国際会議場)



市内の各中学校の代表として、生徒10人を8月5日から2日間、広島市へ派遣しました。

参加した生徒は、それぞれの学校の生徒一人ひとりが平和への祈りを込めて折った千羽鶴を原爆の子の像へ捧げました。また、平和記念式典への参加や平和記念資料館の見学、被爆体験講話の聞き取りなどを通じて、70年前に起きた人類史上最初の原子爆弾による悲惨な現実を見て、聞いて、肌で感じて、非核平和への思いを新たにしました。

その内容を生徒のレポートからお伝えします。

被爆体験講話

11歳のとき、爆心地から約2km離れた自宅で被爆した瀬越睦彦さんからお話を伺いました。

◆青山中学校 佐合 奏音

瀬越さんからお話を聞かせていただきました。原爆は一発でたくさん罪のない人の命を奪ってしまうことを、改めて教わりました。

「戦争は子どもの心を鬼にする」という言葉が、とても心に残りました。

◆阿山中学校 土永 瑚々菜

瀬越さんから被爆体験講話を聞かせていただきました。お米を、一粒でも食べられることに喜びを感じると何度もおっしゃっていました。

私は、お米を好きだけ食べられることに、もっと感謝して食べようと思いました。



▲被爆体験講話に聞き入る生徒たち





非核平和への
願いを込めて…

◀原爆の子の像（写真中央）と、平和への願いを込めて千羽鶴を捧げる生徒たち

◀「テレビや写真で見ると実際に現地に行ってみるとでは雰囲気がかく違いました。原爆ドームの周りだけが色を失って、時間が止まっているようでした。」（派遣団 土永さん談）

原爆ドーム

原爆の惨禍を伝え、核廃絶と人類の平和を求める誓いのシンボルである原爆ドームの見学を行いました。

◆緑ヶ丘中学校 北村 友嗣

僕は、原爆ドームを目の前にして、すごく悲しい気持ちになりました。また、その姿からは原爆の恐ろしさがとても感じられました。感じたことや平和の大切さについて、少しでも多くの人に伝えていきたいです。



▲原爆パネル展を眺める様子

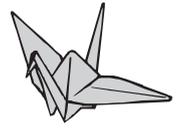
原爆の子の像

市内の中学生一人ひとりが折った千羽鶴を捧げました。

◆城東中学校 亀井 翔天

原爆の子の像には、多くの千羽鶴が捧げられていて、それは全国各地から集まったものでした。それだけでなく捧げられているということは、それだけ多くの人々が、世界の平和を心から祈っているのだと肌で感じられました。





◀爆心地の石碑を見つめる生徒たち
「上空600mはそう遠くはないのに、そんな高さから原爆を落とされたこと知って、被爆された人たちのことを考えずにはいられませんでした。」(派遣団 藤川さん談／写真中央)



▶平和記念資料館では、原爆で溶けた瓦などの展示物に実際に手で触れることができました。



▶「原爆が落とされる前の、広島市の街の模型を見ました。原爆には、これだけ大きな街がたった一度で吹き飛んでしまうほどの威力があったんだと感じました。」(派遣団 二階堂さん談)



平和記念資料館

原爆の惨状を示す写真や資料の見学を行いました。

◆柘植中学校 川口 さくら

資料館には、事前学習会で見た映像作品『夏服の少女たち』に出てきた夏服が展示されていました。実際に見ると、原爆や戦争の恐ろしさを改めて感じました。だからこそ、毎日勉強できることに感謝し、今この時を精一杯楽しみたいと思います。

◆上野南中学校 藤山 裕大

僕は、平和記念資料館に行き、原爆で被爆した人の写真を見ました。写真には、全身にやけどを負った人や、からだ全体にガラスがささった人がいました。それを見て、今では考えられないほど苦しんでいたとわかりました。

▶「骨組みだけが残った原爆ドームから当時の原爆の恐ろしさを知りました。何もかもがなくなってしまうこの場所を見て、言葉にできない気持ちになりました。」(派遣団 北村さん談／写真中央)



◀式典会場に供えられた花に折り鶴を添える様子。



平和記念式典

平和記念式典（広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式）に参加しました。

◆崇広中学校 二階堂 充教

暑い中、日本各地、世界各国からの参加者で埋め尽くされていた。黙とうの際には辺りが静まりかえり、鐘の音が響きわたった。

こんなにもたくさんの方が平和を願っているのに、なぜ争いが絶えないのだろう。

◆霊峰中学校 藤川 美紀

今年は戦後70年という節目の年であり、たくさんの方が平和記念式典に参加していました。

多くの人が平和を願い、絶対に同じことを繰り返さないように、平和な世界を私たちが作っていくべきだと思いました。

◀式典中、静かに目を閉じて祈りを捧げる生徒たち

「毎年テレビで見ている式典に初めて参加することができました。子どもからお年寄りまでいろいろな国の人に参加し、この場所にいた全ての人と一緒に世界平和を祈りました。」(派遣団 川口さん談/写真右)



▲平和演劇「広島戦災児育成所“童心寺”物語」

平和演劇鑑賞

広島市立舟入高校演劇部による「広島戦災児育成所“童心寺”物語」を鑑賞しました。

◆島ヶ原中学校 梶川 美月

舟入高校演劇部による心のこもった劇に感動しました。

劇中にお母さんとはぐれてしまった男の子がいました。もし自分だったらと考えると涙が出そうになり、戦争は幸せを奪うものなので二度としてはいけないと学びました。

◆大山田中学校 葛原 春音

演劇では、原爆で家族を失った原爆孤児という子どもたちの、力強く生きる姿がありました。

今、私たちが不自由なく幸せに生きていることに感謝し、8月6日の出来事を絶対に忘れてはいけないと感じました。

【問い合わせ】

人権政策・男女共同参画課

☎ 47・12886 FAX 47・12888



集団がん検診・若年者健診のお知らせ

【問い合わせ】 健康推進課 ☎22-9653 FAX22-9666

「集団がん検診・若年者健診」(後期実施分)の日程をお知らせします。

対象者は、市内に住所があり、左ページの「対象者」に該当する人です。申し込み時に生年月日・住所・電話番号・希望検診日・希望検診名をお聞きしますので、準備してからお電話ください。

※同一年度内に同じ項目の検診は受けられません。また、現在すでに気になる症状がある場合は、医療機関を受診してください。

※平成27年7月以降に医療機関でがん検診を受けている人は、申し込みません。

※申込受付開始日の午前中は電話がつながりにくい状況が予想されます。ご了承ください。

※申込受付開始から先着順となります。

予約専用電話 ☎ 62-6100 (9月9日(水)～11日(金)午前9時～午後5時)

この期間は予約専用電話のみ受け付けます。市役所や保健センターでは予約できません。

9月14日(月)以降は、市役所や保健センターで予約してください。



◆申込受付開始：9月9日(水) 午前9時～

検診日時 (受付時間)	検診場所	胃がん	大腸がん	前立腺がん	子宮がん	乳がん	若年者健診
		1台 50人	定員 なし	定員 なし	100 人	1台 60人	80人
10月17日(出)	9:00～11:30	大山田保健センター	●	●	●	●	
11月7日(出)	9:00～11:30	阿山保健福祉センター	●(2台)	●	●	●(2台)	●
11月8日(日)	9:00～11:30	青山公民館	●(2台)	●	●	●(2台)	●
11月21日(出)	9:00～11:30	いがまち保健福祉センター	●(2台)	●	●	●(2台)	●

◆申込受付開始：9月10日(木) 午前9時～

検診日時 (受付時間)	検診場所	胃がん	大腸がん	前立腺がん	子宮がん	乳がん	若年者健診
		1台 50人	定員 なし	定員 なし	100 人	1台 60人	80人
11月4日(水)	9:00～11:30	ゆめぼりすセンター	●(2台)	●	●	●(2台)	
11月12日(木)	9:00～11:30		●	●	●	●	
12月1日(火)	9:00～11:30		●	●	●	●	
	13:30～15:00		●	●	●	●	
12月13日(日)	9:00～11:30		●(2台)	●	●	●	●(2台)
平成28年3月12日(土)	9:00～11:30	●	●	●	●	●	

◆現在受付中 ※8月19日現在

検診日時 (受付時間)	検診場所	胃がん	大腸がん	前立腺がん	子宮がん	乳がん	若年者健診	
		1台 50人	定員 なし	定員 なし	100 人	1台 60人	80人	
9月20日(日)	9:00～11:30	島ヶ原支所	●(2台)	●	●	●(2台)		
9月23日(水・祝)	9:00～11:30	ゆめぼりすセンター	●(2台)	●	●	●(2台)	●	
	13:30～15:00		●	●	●	●		
10月2日(金)	9:00～11:30		●(2台)	●	●	●	●(2台)	●
	13:30～15:00		●	●	●	●	●	

がん検診無料クーポン券を忘れていませんか？

～子宮頸がん・乳がん・大腸がん～

がんにかかりやすい年齢層のうち、今年度の対象者には、無料クーポン券を配布しています。詳しくはクーポン券に同封の案内文をご覧ください。無料クーポン券を紛失した人には再発行できます。



《対象者、自己負担金、内容・注意事項》

検診名	対象者	自己負担金		内容・注意事項
		74歳以下	75歳以上	
胃がん検診	20歳以上の人 (平成8年4月1日以前生まれ)	1,100円	400円	バリウムを飲んで胃部レントゲン撮影をします。前日の午後10時以降は飲食しないでください。また、胃の手術を受けた人や妊娠している人は受診できません。水分を飲み込みにくい人やむせやすい人は、医療機関での検診をおすすめします。
大腸がん検診		400円	100円	事前に容器をお渡ししますので、2日分の採便をしてお持ちください。生理中の人は受診できません。
前立腺がん検診	50歳以上の男性 (昭和41年4月1日以前生まれ)	600円	200円	血液検査です。
子宮がん検診	20歳以上の女性 (平成8年4月1日以前生まれ)	1,400円	400円	子宮頸部細胞の採取と視診です。生理中の人は受診できません。また、子宮の手術を受けた人は、かかりつけ医にご相談ください。
乳がん検診	30歳以上の女性 (昭和61年4月1日以前生まれ)	1,600円	400円	乳がんの自己検診法の説明と乳房レントゲン撮影(マンモグラフィ)です。乳房をプラスチックの板で挟んで撮影する方法です。(多少の痛みを伴います。)妊娠中・授乳中・授乳後1年未満の人は受診できません。
若年者健診	昭和51年4月1日～平成8年4月1日生まれの人	2,800円		身体測定・尿検査・血圧測定・血液検査・心電図・診察などを行います。食事により血液データが変わることがありますので、できるだけ空腹でお越しください。

- ※65歳以上で一定の障がいがあり、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人は、75歳以上の人の自己負担額をお支払いください。
- ※生活保護世帯の人は無料
- ※生活保護世帯の人または65～74歳で後期高齢者医療被保険者に該当する人は予約時にお伝えいた

- くか、検診日に受付で証明になるものを提示してください。
- ※無料クーポン券対象の人は、無料クーポン券と健康保険証を提示してください。



《現在受付中の検診と9月14日(月)以降の検診の申込先・問い合わせ》

健康推進課 ☎ 22-9653 いがまち保健福祉センター(地域包括支援センター東部サテライト) ☎ 45-1016
 青山保健センター(地域包括支援センター南部サテライト) ☎ 52-2280

集団がん検診と併せて

伊賀市国民健康保険 集団特定健康診査を受診しませんか

《申込先・問い合わせ》
 保険年金課
 ☎ 22-9659

- 【対象者】 40～74歳の伊賀市国民健康保険加入者
- 【自己負担金】 1,000円
- 【検診の内容】 身体測定・尿検査・血圧測定・血液検査・心電図・診察など
- ※食事により血液データが変わることがありますので、できるだけ空腹で受診してください。
- 【持ち物】 受診券・健康保険証
- ※事前申し込みが必要です。
- ※受診券を紛失した人は再発行できます。

- ※すでに7月以降に医療機関で伊賀市国民健康保険特定健診を受診した人、または簡易人間ドックを受診した人は、受診できません。
- ※検診日までに75歳になる人は受診できません。

◆検診の日程

検診日(受付時間)	検診場所
11月7日(出)	阿山保健福祉センター
11月8日(回) 9:00～	青山公民館
11月21日(出) 11:30	いがまち保健福祉センター
12月13日(回)	ゆめぼりすセンター

社会保障や税、災害対策の行政手続きなどが効率的で便利に！ マイナンバー制度が始まります



▲マイナンバー制度
広報用ロゴマーク
マイナちゃん

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」が成立し、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されることになりました。

◆「マイナンバー」は12桁の番号

マイナンバー（個人番号）とは、住民票がある全ての人が持つ12桁の番号のことです。

◆マイナンバー制度の導入で

より効率的に、より便利に

- マイナンバー制度の導入で、次のことが改善されると言われています。
- 行政の効率化：行政機関・地方公共団体での作業が効率化されることで手続きがスムーズになります。
- 国民の利便性の向上：各種申請時に必要な証明書などの書類の添付を省略できるようになります。

○公平・公正な社会の実現：「所得」や「行政サービスの受給状況」などが正確に把握しやすくなるため、本当に困っている人にきめ細かな支援を行うことができます。また、不当に負担を免れることや不正受給を防止します。

◆どんなときに利用するの？

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野において、法律や市の条例で定められた行政の手続きにのみ利用されます。

このため、市民の皆さんは、例えば年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当・その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きで、申請書などにマイナンバーの記載が必要になります。

また、税や社会保険の制度では、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うことがあるため、勤務先、証券会社、保険会社などからマイナンバーの提出を求められる場合があります。

◆マイナンバーについて

詳しく知りたいときは…

マイナンバー制度に関するホームページ

ページ（内閣官房）

<http://www.cas.go.jp/seisaku/>

bangoseido/

コールセンター（全国共通ナビダイヤル）※通話料がかかります。

☎0570・20・0178

☎0570・20・0291

※外国語対応（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）

受付時間：午前9時30分～午後5時30分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く。）

マイナンバーを記載した「通知カード」をお届けします

◆10月から通知カードを送付します



▲通知カード

マイナンバー制度の導入に伴い、10月からマイナンバーをお知らせする通知カードを送付します。

通知カードはすべての人を対象として、住民票の住所に世帯ごとに郵送します。ただし、次のように、やむを得ない理由で現在の住民票の住所では通

知カードを受け取ることができない場合は、別途手続きが必要ですのでお問い合わせください。

○東日本大震災の被災者で住民票を被災地に残したまま伊賀市にお住まいの人

○長期間にわたって医療機関・施設等に入院・入所することが見込まれ、かつ、入院・入所中は住所地に誰も居住していない人など

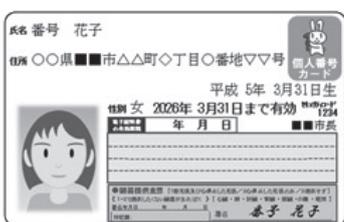
○成年被後見人

※通知カードの交付手数料は無料ですが、紛失などで再発行を行う場合は手数料（500円）が必要です。

◆持っている便利な個人番号カード

個人番号カードは、身分証明書として利用できるほか、コンビニエンスストアでの証明書の取得や、e-Taxをはじめとした各種行政手続きのオンライン申請などに利用できます。

※個人番号カードは、申請により平成28年1月以降に交付します。



▲個人番号カード

◆個人番号カードを受け取るには…

- ①10月以降、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが簡易書留で届く。
- ②同封されている個人番号カード交付

申請書に、顔写真を添えて郵送する。
※スマートフォンなどを利用した
ウェブ申請も可能です。

③平成28年1月以降、はがきで交付
通知書が送付されたら、本人確認
できる運転免許証などの身分証明
書、通知カード、住基カード（お
持ちの人のみ）、交付通知書を持っ
て、住民課または各支所住民福祉
課の交付窓口へ行く。

※原則、本人への手渡しとなります。
※初回の交付手数料は無料です。（紛
失などで再発行を行う場合は手数
料1,000円が必要です。）

④本人確認の上、暗証番号を設定す
ること、個人番号カードが交付

される。（通知カードや住基カード
と引き換えです。）

※「個人番号カード」の交付に伴い、
現在の「住基カード」の新規発行
は12月で終了します。ただし、す
でにお持ちの住基カードや発行済
みの電子証明書は平成28年1月以
降も有効期限まで引き続きご利用
いただけます。

※住基カードへの電子証明書発行は、
12月22日で終了します。以降はお
持ちの住基カードが有効なもので
あっても、そのカードに新たに電
子証明書を発行することはできま
せん。引き続き電子証明書の利用
を希望する人は個人番号カードの

交付を受けてください。

◆個人番号カードで

電子証明が利用できます

次の電子証明が利用できます。

○署名用電子証明書：インターネット
上で電子文書を送信する際などに、文
書が改ざんされていないかなどを確認
することができるしくみで、e-Tax
Xの確定申告などに利用できます。

※15歳未満の人には発行できません。

○利用者証明用電子証明書：インター
ネットを閲覧する際などに、利用者
本人であることのみを証明するしく
みで、各種行政手続きのオンライン
申請の際、本人であることの認証手
段として利用できます。

有効期限は、証明書発行日から申
請者の5回目の誕生日までです。

◆通知カードを大切に保管しましょう

通知カードは住所・氏名・性別・生年
月日のほかに、今後身近な手続きの
ときに使用することになるマイナン
バーが記載された非常に大切なカ
ードです。届いた通知カードは紛失し
ないように大切に保管してください。

【問い合わせ】

○マイナンバー制度について
広聴情報課 ☎22・9625
○個人番号カードについて
住民課
☎22・9645 FAX22・9643

「防災の日」と「防災週間」

約90年前の大正12年9月1日は、関東大震災が
起きた日です。私たちは、9月1日を防災の日、8月
30日～9月5日を防災週間と定め、災害に対する認
識を新たにする機会としています。

この機会に、近い将来に発生が予想されている南海トラ
フ巨大地震の被害とその対策について考えてみませんか。

《地震のしくみ》地球の表面は、十数枚のプレート（巨
大な岩盤）で覆われ、それらは、常に移動し続けてい
ます。日本列島は陸側のプレートと海側のプレートの
境界付近に位置しており、陸側プレートの下へは東か
らの太平洋プレートと南からのフィリピン海プレート
が潜り込み続けています。そのプレート同士の摩擦の
影響で日本では、巨大な地震が定期的に発生しています。

《「南海トラフ」とは》

フィリピン海プレートの活動により、静岡県伊豆半
島付近から、愛知・三重・和歌山・徳島・高知・宮崎
県沖の浅い海域に、連続した大きな溝が作られていま
す。これを「南海トラフ」と呼び、三重県などに大き
な被害を発生させる地震の震源域となっています。

《大きな地震が発生する周期》南海トラフを震源とす
る大きな地震は、約100～150年の周期で発生して
おり、前回の地震発生から約70年が経過しています。

今後30年間に南海トラフ地震が発生する確率は
「70%」とされており、大変高い確率となっています。

《伊賀市での被害予想》

この地震が発生すると、全国で約33万人が亡くな
り、県内でも約5万3,000人が亡くなるとの想定が
発表されています。伊賀市では、市内のほぼ全域で震
度6弱の地震が発生し、約1,900棟の建物が倒壊、
それらが原因で約70人の死者、約200人の重傷者、
約1,300人の軽症者が発生すると推計されています。
※被害数は、国・県が想定する最大の数値です。

《減災の取り組み》被害を軽減させる取り組みとし
て、建物耐震補強や家具固定などの事前対策が必要で
す。建物を耐震化することで、死者を7分の1に減ら
すことができるとされています。伊賀市では、昭和
56年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断を無
料で実施しています。また、耐震補強が必要な住宅の
設計・工事費に補助を行っています。

災害が発生したときは、ご近所での助け合い（共助）
が大切です。しかし、自分の命を失ったり、けがをし
てしまったら助け合うことができません。まずは、家
族や自らの命を守る取り組み（自助）が大切です。

【問い合わせ】総合危機管理課 ☎22-9640 FAX24-0444
耐震について：建築住宅課 ☎43-2330 FAX43-2332

お知らせ 特別弔慰金の申請は
お済みですか

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律」に基づき、ご遺族に額面 25 万円、5 年償還の記名国債が支給されます。

【対象となるご遺族の条件】

- 平成 27 年 4 月 1 日時点で、公務扶助料や遺族年金などの受給者（戦没者の妻や父母など）がないこと
- 戦没者が戦死した当時の家族で、1 人のみに支給

【支給順位】

- ①弔慰金受給権者
- ②子
- ③父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
- ④戦没者死亡時まで引き続き 1 年以上の生計関係を有していた三親等内親族（甥・姪など）

◆市では、支給対象となるご遺族向けに申請説明会を開催します

対象となるご遺族でまだ申請がお済みでない人は、次の説明会にご参加ください。

【とき】 10月4日(日)・12月12日(土)

- ①午前 10 時～
- ②午前 11 時～
- ③午後 1 時 30 分～
- ④午後 2 時 30 分～

※各回とも説明・申請書記入、計 1 時間程度。

【ところ】

ゆめぼりすセンター 2 階

【持ち物】 印鑑(スタンプ印は不可)・筆記用具

※前回受給者は「第 8 回、第 9 回特別弔慰金」の受給に関する書類

※戦没者の氏名、生年月日、死亡年月日、もとの身分（陸軍、海軍など）や戦没者が戦死した当時の家族全員（妻・子・父母・祖父母・孫・兄弟姉妹・甥姪）の氏名など、分かる範囲でかまいませんので、事前にお調べいただき、ご来場ください。

※説明会開催の後も随時申請を受け付けます。

【申請期限】 平成 30 年 4 月 2 日

【問い合わせ】 医療福祉政策課
☎ 26-3940 FAX 22-9673

～ウィークリー伊賀市～
9 月は「マイナンバー制度」などをお送りします。

お知らせ 国民健康保険被保険者証を
お送りします

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、9 月 30 日です。10 月 1 日から使える被保険者証は 9 月 15 日以降に順次、簡易書留郵便でお届けします。

10 月からは新しい被保険者証で診療を受けてください。

◆記載内容の確認をしてください

被保険者証が届いたら、住所・氏名などに誤りがないかをご確認ください。記載内容に誤りがある場合や被保険者証が届かない場合はご連絡ください。

◆有効期限の確認をしてください

有効期限は原則 1 年（平成 28 年 9 月 30 日まで）ですが、次の場合は期限が異なりますのでご注意ください。

① 75 歳になる人は、75 歳になる誕生日の前日まで

② 退職者医療被保険者の人は、65 歳になる月の月末まで（1 日生まれの人は前月末まで）

※退職被保険者の被扶養者は、退職被保険者本人か、被扶養者自身が 65 歳になる月のいずれか早いほうの月末まで（1 日生まれの人は前月末まで）

◆期限切れの被保険者証について

期限切れの被保険者証は、お手数ですが保険年金課または各支所住民福祉課の担当窓口へ返却するか、破棄してください。

◆臓器提供意思表示について

被保険者証の裏面には臓器提供意思表示欄があり、移植のための臓器提供意思を記入することができます。

【配達に関する問い合わせ】

日本郵便(株)上野郵便局

☎ 21-3232

※ 9 月 15 日(火)～ 29 日(火)の間に限る。

【問い合わせ】

保険年金課

☎ 22-9659 FAX 26-0151

ご意見をお聞かせください

広報いが市・行政情報番組（ウィークリー伊賀市・文字放送）について、ご意見・ご要望をお聞かせください。

【問い合わせ】 広聴情報課

☎ 22-9636 FAX 22-9617

お知らせ 農地パトロール強化期間

農地の無断（違反）転用の防止・遊休農地の解消・優良農地の確保に努めるため、農業委員会では毎年 1 回、農地の利用状況調査を行っています。期間中は、この調査とともに農地パトロールを強化し、農地の利用状況や違反転用がないかなどを各地区の農業委員が巡回して確認します。

【実施期間】

10 月 1 日(木)～ 12 月上旬

【問い合わせ】

農業委員会事務局

☎ 43-2312 FAX 43-2313

お知らせ 国勢調査を実施します

国勢調査は、10 月 1 日現在で、日本に住んでいる全ての人と世帯が対象です。少子高齢化社会における日本の未来を考える上で、欠くことのできない最新の人口・世帯の情報を得るために実施します。

調査結果は、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。

統計法では、正確な統計を作成するために、調査項目に回答する義務（報告義務）が定められています。

※調査員をはじめとする国勢調査に従事する人には、統計法によって、個人情報保護のための厳格な守秘義務が課せられています。

※国勢調査を装った「かたり調査」にご注意ください。調査員は必ず「調査員証」を携帯し、「腕章」をつけることになっています。

【問い合わせ】

総務課

☎ 22-9601 FAX 24-2440

※今回からパソコンやスマートフォンでのオンライン回答が可能です。国勢調査 2015 キャンペーンサイト <http://kokusei2015.stat.go.jp/>

今月の納税

●納期限 9月30日(水)

納期限内に納めましょう

国民健康保険税（3期）

※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】

収税課 ☎ 22-9612

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

催し 生涯学習セミナー 2015 『万葉集と伊賀』(第3～5回)

万葉時代の伊賀に焦点をあて、万葉集に詠まれた和歌や、当時の風習・歴史との関係についてわかりやすく講演します。

◆第3回

【とき】 9月25日(金)

午後7時～8時30分

【演題】 「万葉時代の和歌と伊賀」

【講師】 大阪大谷大学

教授 竹谷 俊夫さん

◆第4回

【とき】 10月2日(金)

午後7時～8時30分

【演題】

「万葉時代の人々とその暮らし」

【講師】 静岡県文化・観光部世界遺産センター

教授 内山 純蔵さん

◆第5回

【とき】 11月28日(土)

午後1時30分～3時

【演題】 「万葉人のこころ」

【講師】 京都大学大学院

准教授 佐野 宏さん

【ところ】 第3～5回ともハイトピア伊賀 5階多目的大研修室

※申し込み不要

※ハイトピア伊賀の駐車場をご利用の場合は、講演時間中の駐車料金を市が負担します。ただし、台数に限りがあります。

※磁気誘導ループを設置します。車椅子での聴講も可能です。

【問い合わせ】

生涯学習課

☎ 22-9679 FAX 22-9692

催し あやま人権・同和問題 学習講座

一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる人権社会をめざして、講座を年4回開催しています。

【とき】 10月2日(金)

午後7時30分～

【ところ】

阿山保健福祉センター ホール

【演題】 「みんなで考えよう～子どもたちの明日を～」

【講師】

(公財) 反差別・人権研究所みえ

三輪 真裕美さん

【問い合わせ】 阿山公民館

☎ 43-0154 FAX 43-9019

お知らせ みえエコ通勤デー ～「エコパ」(みえエコ通勤パス) で地球温暖化防止～

9月30日から「みえエコ通勤デー」が始まります。

普段、マイカー通勤をしている人が水曜日にバスで通勤する場合、バス運賃が半額になります。事務局が発行する「パス」を降車時に提示することで、ご利用いただけます。

「エコパ」の申し込み方法や詳細は、お問い合わせいただくか、三重県のホームページをご覧ください。

【申込先・問い合わせ】

みえエコ通勤デー運営事務局

☎ 059-224-2770

<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/ondanka/>

【問い合わせ】 総合政策課

☎ 22-9663 FAX 22-9672

お知らせ 秋の大型連休中の歯科診療

休日の急な歯の痛みや腫れなど、どうしても我慢できないときに次の歯科医院で診療を受けることができますので、ご利用ください。

なお、受診する前には電話で確認してから、健康保険証などを忘れずに持って行きましょう。

【診療時間】 午前9時～午後5時

【実施日・実施場所】

○ 9月21日(月祝)

木治歯科医院(比土 3213-1)

☎ 36-1255

○ 9月22日(火祝)

小倉歯科医院(中友田 780-7)

☎ 43-1022

○ 9月23日(水祝)

おかむら歯科(西明寺 697-1)

☎ 22-2555

【問い合わせ】 医療福祉政策課

☎ 22-9705 FAX 22-9673

催し いがまち人権パネル展

【とき】 9月8日(火)～24日(木)

午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く。

【ところ】 いがまち人権センター

【内容】 「狭山事件」

狭山事件の鴨居の模型や各種資料を展示します。

【問い合わせ】

いがまち人権センター

☎ 45-4482 FAX 45-9130

お知らせ 要約筆記奉仕員の派遣

要約筆記奉仕員は、社会生活などにおけるコミュニケーションを文字にして伝えます。

※手話通訳者の派遣事業も行っています。

【派遣対象】

聴覚障がい、音声・言語機能障がいの手帳をお持ちで、社会生活をする上で必要なことならについて、意思を伝えるための仲介をする人がいない場合

※難病患者で同等の障がいが認められれば派遣対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【派遣地域】 市内(原則)

【利用料】 無料

※病院やそのほかの施設で駐車料金などが必要な場合は、依頼者負担となります。

【問い合わせ】 障がい福祉課

☎ 22-9656 FAX 22-9662

お知らせ 秋の全国交通安全運動

【運動期間】

9月21日(月祝)～30日(水)

【運動の基本】

子どもと高齢者の交通事故防止

【運動の重点】

○夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)

○後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○飲酒運転の根絶

◆交通事故死ゼロをめざす日

9月30日は交通事故死ゼロをめざす日です。記録の残る昭和43年以降、毎日、全国のどこかで交通事故が発生しています。一人ひとりが交通ルールを守りましょう。

【問い合わせ】 市民生活課

☎ 22-9638 FAX 22-9641

伊賀の「いいね!」がいっぱい

facebook

伊賀市 公式
フェイスブックページ



QRコード ▶

催し 図書館公開講座
『人形劇がやってくる』

人形劇ボランティア“マンマミーダ”による、人形劇と大きな紙芝居をお楽しみください。

【とき】 9月29日(火)

午前10時30分～11時

【ところ】 青山公民館図書室

【問い合わせ】 青山公民館

☎ 52-1110 FAX 52-1211

催し 国際交流フェスタ2015
～市民と世界をつなげる絆～

今年度は「しまがはら竹灯りの宴」と同時に開催します。

地域の恒例行事や外国の料理、舞台、多文化体験コーナーなどいろいろな文化に気軽に触れて楽しむことができます。ぜひお越しください。

【とき】

9月23日(水祝)

午後4時～8時30分

【ところ】 島ヶ原西念寺前

【問い合わせ】

伊賀市国際交流協会事務局

☎ 22-9629

市民生活課

☎ 22-9702 FAX 22-9641

募集 伊賀地域
創業スクール2015

伊賀地域で創業などをお考えの人を対象とした「伊賀地域創業スクール2015」の受講生を募集します。

【とき】 10月3日・10日・17日・24日・31日の5日間

※いずれも土曜日

午前9時30分～午後4時30分

【ところ】 産学官連携地域産業創造センターゆめテクノ伊賀（ゆめが丘1丁目3-3）

【内容】

創業を成功させるポイントなど開業基礎知識の習得とビジネスプランの作成

【定員】 30人 ※先着順

【受講料】

10,800円（全国統一料金）

【申込期限】 9月25日(金)

【申込先・問い合わせ】

伊賀市商工会

☎ 45-2210 FAX 45-5307

【問い合わせ】 商工労働課

☎ 22-9669 FAX 22-9628

催し いがまち人権センター・
解放講座

いがまち人権センターでは、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に向けて年4回の講座を開催しています。

【とき】 9月11日(金)

午後7時30分～9時

【ところ】 いがまち人権センター

【演題】 ヘイトクライムの現状と法整備の必要性

【講師】 龍谷大学法科大学院

教授 金 尚均さん

【問い合わせ】

いがまち人権センター

☎ 45-4482 FAX 45-9130

催し 認知症の人と家族の会
「伊賀地域つどい・交流会」

【とき】 9月29日(火)

午後1時30分～4時

【ところ】 名張市武道交流館いきいき（名張市蔵持町里2928番地）

【内容】 認知症の人を介護する家族の情報交換の場

【参加費】 200円

※認知症の人は無料。家族の会会員は100円。認知症の人が参加する場合は、事前に連絡してください。

【問い合わせ】

地域包括支援センター（中部）

☎ 26-1521 FAX 24-7511

催し 第32回 上野城新能

【とき】

9月19日(土) 午後6時～

【ところ】

伊賀上野城本丸広場特設舞台

※雨天の場合、上野西小学校体育館

【演目】

○和泉流 狂言「清水」

小笠原 匡

○観世流 能「清経」

武田 邦弘

※演目の解説チラシは、本庁舎玄関受付・観光戦略課・各支所振興課（上野支所を除く）・伊賀上野城でお渡します。

【問い合わせ】

伊賀上野城

☎ 21-3148

観光戦略課

☎ 22-9670

FAX 22-9695



催し 寺田市民館
「じんけん」パネル展

寺田市民館では、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざして、毎月テーマを変えて、「じんけん」パネル展を開催しています。

【とき】

9月1日(火)～28日(月)

午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、祝日は除く。

【ところ】 大山田農村環境改善センター 1階ロビー

※寺田市民館・寺田教育集会所は大規模改修工事のため展示場所を変更して開催します。

【内容】

『世界人権宣言』を自分のものに！『世界人権宣言』のもつ意義や今日の課題について考え、宣言を自分のものとし、自分に何ができるのかを考えるパネル展です。

【問い合わせ】

寺田市民館 ☎/FAX 23-8728

催し 大山田温泉さるびの
9月イベント情報

○チンドン富都路公演

【とき】 9月12日(土)

【ところ】 さるびの温泉施設内

【内容】

歌謡曲・演歌・童謡・ポップス・ジャズなど

第1ステージ：午前11時～正午

第2ステージ：午後1時～2時

○伊賀上野NINJAフェスタ in SARU BINO

【とき】

9月19日(土)～27日(日)

【ところ】 さるびの温泉施設内

※詳細は後日大山田温泉さるびののホームページでお知らせします。

○毎月第4日曜日ワンコインデー

【とき】 9月27日(日)

【入浴料】

一般・高齢者 500円

※小人 400円、身体障がい者 400円、身体障がい児 200円は通常料金となります。

※9月22日(火祝)：営業日

9月24日(木)：休館日

【問い合わせ】

大山田温泉さるびの

☎ 48-0268 FAX 48-9811

大山田支所振興課

☎ 47-1150 FAX 46-1764

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

募集 危険物取扱者試験・予備講習会

◆危険物取扱者試験（後期）

【と き】

11月21日(出)

乙種4類：午前10時～正午・午後1時30分～3時30分

丙種：午前10時～11時15分

【ところ】 伊賀市勤労者福祉会館(上野丸之内182-3)

【申込方法】

①消防本部・各消防署・各分署にある願書に必要事項を記入の上、郵送してください。

※詳しくは願書をご覧ください。

②電子申請

(一助) 消防試験研究センターのホームページからお申し込みください。

【申込受付期間】

①9月14日(月)～28日(月)

②9月11日(金)～25日(金)

【申込先・問い合わせ】

(一助) 消防試験研究センター三重県支部 ☎059-226-8930

◆危険物取扱者試験予備講習会

【と き】

10月28日(水)

午前9時～午後5時

【ところ】

中消防署西分署 2階会議室

【定員】 80人

【申込受付期間】

10月1日(休)～15日(休)

【申込先・問い合わせ】

消防本部予防課

☎24-9103 FAX 24-9111

募集 自衛官になりませんか

【募集種目】

○防衛高等学校

一般(前期)

○防衛医科大学校

医学科学生・看護学科学生(自衛官コース)

【応募資格】

高等学校を卒業している21歳未満の人(見込み含む)

【受付期間】 9月5日(出)～30日(水)

※試験日、試験会場については、受付時にお知らせします。

※詳しくはお問い合わせいただくか防衛省ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】

自衛隊伊賀地域事務所

☎21-6720

募集 『フレッシュハーブのアレンジメント作り&ハーブのお話』講座

さまざまな種類のフレッシュハーブを使ったアレンジメント作りと、ハーブの種類や自宅での育て方のコツなどを紹介します。

爽やかな香りの中でハーブティーを飲みながら、お楽しみください。

【と き】 10月10日(出)

午前9時30分～11時30分

【ところ】

青山公民館 1階

【募集人数】

20人 ※先着順

【内容】

○フレッシュハーブを使ったアレンジメント作り

○ハーブについてのお話

【参加費】 500円

※当日ご持参ください。

【申込受付開始日】 9月7日(月)

【申込方法】

電話または青山公民館までお越しいただき、お申し込みください。

【申込先・問い合わせ】

青山公民館

☎52-1110 FAX 52-1211

募集 産後ママ親子ヨーガ教室

インストラクターの指導のもと、親子でヨーガを体験し、日常の子育てに生かしませんか?

ぜひご参加ください。

【と き】 10月6日(火)

午前11時～正午

【ところ】

青山保健センター運動施設

【内容】 親子でヨーガ

【対象者】

産後3カ月～1年までの母と子

【持ち物】

室内用運動靴・運動できる服装・飲み物

【定員】 15組 ※先着順

【参加費】 500円(施設入館料)

※施設を初めて利用する人は、利用講習会を受講してください。(当日可)

詳しくはお問い合わせください。

【申込受付開始日】

9月8日(火) ※電話予約制

【申込先・問い合わせ】

青山保健センター

☎52-2280 FAX 52-2281

募集 声のボランティア養成講習会

視覚に障がいのある人に、情報を声で伝えるボランティアの養成講習会を開催します。

【と き】 全12回

10月7日・21日、11月4日・18日、12月2日・16日

平成28年1月13日・27日、2月10日・24日、3月9日・23日

※いずれも水曜日

午前10時～午後0時30分

【ところ】

上野点字図書館

【内容】

視覚に障がいのある人に、広報いが市などのさまざまな情報を正確に聞き取りやすく伝えるために必要な知識と技術の習得(視覚障がい者理解・録音資料概論・音声化技術・録音技術など)

【対象者】

○講習会の全日程に参加できる人

○受講後も継続して活動できる人

【受講料】 無料

※テキスト代は実費負担(税込864円)

【申込期間】

9月14日(月)～18日(金)

午前9時～午後5時

【申込先・問い合わせ】

(福) 伊賀市社会事業協会 上野点字図書館 ☎23-1141

障がい福祉課

☎22-9657 FAX 22-9662

募集 離乳食教室

生後9カ月頃は、好き嫌いや手づかみ食などがみられる時期です。この時期からの食事、おやつと一緒に作ってみましょう。

【と き】

9月18日(金)

午後1時30分～3時30分

【ところ】

ハイトピア伊賀 4階多目的室

【内容】

講話「離乳食3回食を中心に」、離乳食の調理と試食、栄養相談

【申込受付開始日】

9月8日(火)

※電話予約制(定員20人、託児は先着15人まで)

【申込先・問い合わせ】

健康推進課

☎22-9653 FAX 22-9666



病院で働こう

オープンホスピタル（8月1日）



▲医師や看護師、薬剤師などの仕事の内容や魅力について、市民病院に勤める専門職員が話しました。

上野総合市民病院で市民公開講座オープンホスピタルを開きました。この催しは、中学生・高校生・大学生・専門学校生などを対象として、将来病院で働こうと考えている人に医療の現場を体験してもらうことを目的に開催しています。

この日は約80人が参加し、病院のさまざまな仕事について理解を深めました。



▲この日は病院内で、実際の医療機器を使用した業務体験を行いました。

地域のあつい夏まつり

2015 しまがはら夏まつり（8月1日）

島ヶ原温泉やぶっちゃで、「輝け未来へ やぶっちゃで」をテーマに開催されました。

ステージではフラダンスやコーラス、和太鼓などのグループが登場し、会場には地元の団体による飲食物やゲームなどの出店が立ち並びました。

日が暮れると、「みんなで踊ろう盆踊り」と題して、多くの来場者が江州音頭などを楽しみました。祭りの最後には花火の打ち上げがあり、色とりどりの花火が夏の夜空を彩りました。



▲島ヶ原中学校の生徒の有志18人が勇壮な南中ソーランを踊りました。

◀島ヶ原保育所の園児と保護者、島ヶ原音頭保存会による島ヶ原小唄が披露されました。

◆ 飼う前も、飼ってからも考えましょう

9月20日～26日は動物愛護週間です

【問い合わせ】市民生活課
☎ 22-9638 FAX 22-9641

動物愛護週間は、動物を愛する気持ちと動物の正しい飼い方について、皆さんに関心を持ってもらうための週間です。

最後まで責任を持って飼うことは飼い主の義務です。病気になっても、年をとっても家族の一員として最後まで愛情と責任を持って飼いましょう。また、あなたのペットが周りの人に迷惑をかけていないか気を配り、飼い主としてのマナーを守りましょう。

不幸なペットを増やさないために、飼う前に命を預かる責任について考えましょう。

◆動物の習性を理解し、最後まで責任を持って飼いましょう

犬や猫は10年以上生きる動物です。最後まで責任を持って飼えるか、飼う前に家族みんなで考えましょう。

◆近隣に迷惑をかけないようにしましょう

『三重県動物の愛護及び管理に関する条例』で、犬の放し飼いは禁止されています。また、鳴き声やふん尿などで近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

◆むやみに繁殖させないようにしましょう

捨て犬・捨て猫を増やすことのないように、繁殖を希望しない場合は不妊・去勢手術を受けさせましょう。

◆飼い主を明らかにしましょう

迷子や盗難を防ぐため、鑑札・マイクロチップなどの標識をつけましょう。





お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

自分の身は自分で守る

まなびあおやま子ども体験教室（8月7日）



▲「防災ダック」で、「台風のとときには情報を聞こう」のポーズをとる子どもたち。

この講座は、休日の子どもの居場所づくりと体験活動を目的に青山公民館が開催しており、今回は災害時の対応や身の守り方を学びました。

講座では、青山公民館の職員による防災に関する紙芝居の読み聞かせのあと、南消防署の職員の指導で子ども向けの防災教育用カードゲーム「防災ダック」を行いました。そのほか、非常用の乾パンを試食するなどして子どもたちは楽しみながらも真剣に学びました。



▲職員の質問に元氣よく手を挙げる様子。

本紙 12・13 ページの「マイナンバー制度が始まります」について、わかりやすく解説します。



こども広場 「マイナンバー制度」

一人ひとりにマイナンバーが通知されます

マイナンバーとは、住民票を持つすべての人、一人ひとりに割り当てられる12桁の番号のことです。この番号は一生使うもので、基本的に変わることはありません。10月からマイナンバーが書かれた「通知カード」がみなさんのもとに届きます。

マイナンバー制度の3つの良いところ

- ① その人の収入や、福祉などのサービスを受けているかという情報などが得やすくなるので、本当に困っている人にきめ細かな支援ができる。
- ② 年金や福祉などの手続きをするとき、用意しなければならぬ書類が減る。
- ③ 複数の業務間で情報のやりとりができるので、市役所などの業務でこれまでかかっていた時間や労力が減る。

社会保障、税、災害対策の分野で利用されます

マイナンバーは、年金や児童手当など生活に必要な社会

保障についての手続きや、税の申告、災害が起こったときの被災者の支援などの事務に利用されます。これらの手続きを行うときは、申請書にマイナンバーを書くこととなります。

個人番号カードを

つくることができます

「通知カード」には「個人番号カード交付申請書」が一緒に入っています。この申請書と顔写真を郵送すると、来年の1月以降に「個人番号カード」が交付されます。

個人番号カードにはマイナンバーのほか、住所、氏名、生年月日などが書かれていて、顔写真もついているので、身分証明書としても利用できます。

マイナンバーは、みなさんの暮らしをもっと便利にしてくれる制度です。これからもさまざまに使い道が期待できます。

問い合わせ

広聴情報課 ☎ 22・9625

住民課 ☎ 22・9645 FAX 22・9643

カラダのこと
おしえて!

重症になるその前に

糖尿病の人は「足」にも注意しましょう

合併症が及ぼす「足」への影響

血糖値が高い状態が続くと、糖尿病の合併症である神経障がい^{しびれ}が進行し、手足が痺れたり、感覚が鈍くなったりします。放っておくと、足に傷ができて気付かず、ひどくなって炎症を起し、さらに感染症を伴うと重症化してしまい、黒くなったり悪臭を放つたりする壊疽という状態になってしまいます。

「足」に注意が必要な人

長い間、糖尿病にかかっていて次に該当する人は注意が必要です。

- 足潰瘍で壊疽や切断をしたことがある人
- 腎不全の人や透析をしている人
- 重度の神経障がいや末梢動脈性疾患がある人
- たばこを多量に吸う人
- 足の指や爪の変形、胼胝がある人
- 糖尿病による足の病変自体を知らない人
- 血糖コントロールが不十分な人
- 高度な視力障がいで見たり爪を切ったりできない人
- 外傷を受ける機会の多い人

○一人暮らしの高齢者や足の衛生保持が不十分な人

予防のためにも

生活習慣を見直しましょう

足への影響は、靴擦れ、魚の

目、胼胝、やけど、擦り傷、深爪、まき爪、皮膚の乾燥、ひび割れ、水虫などが引き金となって起こります。

血糖値のコントロールに注意して、いつも足や爪は清潔にし、深爪をしないようまっすぐ切りましょう。合併症の影響で感覚が鈍くなることがあるので、入浴の際には湯加減に注意し、暖房器具やカイロなどで足のやけどに注意しましょう。

また、普段履いている靴の選び方も大切です。靴を買うときは足が大きくなる夕方に、足に合っている靴を選びヒールの高いものは避けるなど、普段から足に気を配り、早期発見に心がけましょう。(上野総合市民病院 理学療法士・糖尿病療養指導士 川端 友樹)



【問い合わせ】 上野総合市民病院 ☎ 24-1111

コラム 自治基本条例

伊賀市には「市民によるまちづくりのための条例」があります

伊賀市自治基本条例～住民自治のしくみ(住民自治協議会)～

今回は、第4章「住民自治のしくみ」(第21～第37条のうち、第2節「住民自治協議会」について説明します。この節では、地域の皆さんが住民自治を行うために設置する「住民自治協議会」の定義などについて定めています。

第24条 「住民自治協議会の定義・要件」

住民自治協議会とは、小学校区など一定の地域で、地域の課題を話し合い、解決するために、地域住民により自発的に設置された組織のことです。そこに住む人や働く人などが誰でも参加できることや、規約を作ることなどが協議会を設置する要件となっています。

第25条 「住民自治協議会の設置」

住民自治協議会が設立された場合、その代表者は、市長に設置の届出をします。その協議会が設置の要件を満たしている場合、市の重要な事項について、その地域の意見を代表して答える機関となります。

第26条 「住民自治協議会の権能」

住民自治協議会の権能(持っている権利や行使できる能力)は、①市の重要な計画の策定や変更に関する市長からの諮問に対して答申すること(諮問権)②その地域で行われる市の事業などに対して、市長に提案できること(提案権)③その地域に重大な影響が及ぶと考えられる市の事務について、その地域の協議会の同意を得る必要があること(同意権)④協議会が、その地域で行う市の事務の受託を行う意思表示をした場合、その決定が尊重されること(受託決定権)などです。

第27条 「住民自治協議会への支援」

市は、住民自治協議会に対し、活動拠点の提供や活動に対する財政支援などを行います。

第28条 「地域まちづくり計画」

住民自治協議会は、自らを取り組む活動の方針や内容を定めた「地域まちづくり計画」を作るよう努力し、市は重要な計画を作る際は、各地域が作った計画を尊重することとしています。

今回は、第5章「議会の役割と責務」について説明します。

【問い合わせ】 総合政策課 ☎ 22-9620 FAX 22-9672

伊賀警察署だより



9月11日は「警察相談の日」です

警察では、警察安全相談ダイヤル「#9110」を設け、犯罪による被害防止や市民の安全と平穏のための各種相談に応じています。

最近多発するオレオレ詐欺や架空請求詐欺などの特殊詐欺相談、不当な登録料などを請求されるワンクリック詐欺、通信販売で注文した商品が届かないなどの相談事は「#9110」にご相談ください。携帯電話やPHSからの利用も可能ですが、ダイヤル回線の電話や一部のIP電話からは利用できませんので、相談窓口（☎059-224-0110）にご相談ください。

また、警察署でも同様の相談を受けており、専門の係員が皆さんの立場に立って対応します。

緊急の各種事件・事故の場合は「110番」、それ以外の各種相談については相談ダイヤル「#9110」のご利用をお願いします。

【問い合わせ】 伊賀警察署 ☎21-0110
名張警察署 ☎62-0110

公共交通を利用しましょう

運転免許証自主返納と路線バス運賃割引制度



近年、高齢者の運転による交通事故が増加しています。三重県警察本部によると、平成26年中で人身事故の約6件に1件、死亡事故の約4件に1件が65歳以上の高齢運転者による事故です。

三重県交通対策協議会では、高齢者の事故防止対策のひとつとして、県内で路線バスを運行する各バス会社の協力を得て、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を所持している65歳以上の人を対象に、路線バスの運賃割引制度を実施しています。

運転に不安を感じている人は、一度運転免許証の自主返納について考えてみませんか。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】
総合政策課
☎22-9663 FAX 22-9672

**ワンモア
運動実施中!**
公共交通を利用する回数を1回でも増やしましょう。

明日に向かって ～差別をなくしていくために～

心のユニバーサルデザイン — 中心市街地推進課 —

■このコラムは毎回いろいろなテーマで人権についてお話しています。

先日、「バスの乗降場の点字ブロックの手前にプランターが置かれていて、バスを利用している目の不自由な人が困っています。」という声が寄せられました。点字ブロック(視覚障がい者誘導用ブロック)が足裏や白杖で表面の突起を確認するものと知っていても、その近くに物を置くと利用の妨げになるということに気が付かないことがあります。

皆さんは、鏡が取りつけてあるエレベーターにどのような配慮がされているかご存じでしょうか。車いすを使う人がエレベーターに乗ったとき、中で向きを変えなくても、降りるときに後方の安全を確認できるように考えられています。

年齢や性別、障がいのあるなしに関係なく、誰もが使いやすいように配慮されたデザインを“ユニバーサルデザイン”といい、市でもこの考え方に基づいたまちづくりを進めています。しかし、すべての人が満足できるものを作りあげるのは容易ではありません。社会にはさまざまな人がいて、

一方の人には使いやすいものでも、一方の人には使いづらいといったことがあります。

また、施設がユニバーサルデザインで整備されていても、お互いを思いやる気持ちがなければ本当の意味でのユニバーサルデザインにはならないのではないのでしょうか。

地域でも職場でも、それぞれ立場や置かれた状況の違う人たちが集まっています。自分の気持ちに余裕がないと、周りの人を気遣ったり、自分のこととして捉えることが難しいですが、「大丈夫?」「ありがとう」といった周りの人の何気ない言葉でうれしい気持ちになることがあります。

例えば、点字ブロック周辺の物を片付けたり、エレベーター内の鏡の前には立たないようにするなど、日々の生活の中で「相手を思いやる」「相手の立場で考える」ことが、“心のユニバーサルデザイン”であり、お互いの人権を尊重することに繋がるのではないのでしょうか。

■ご意見などは人権政策・男女共同参画課 ☎47-1286 FAX 47-1288 ✉jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ

図書館 だより

《問い合わせ》

上野図書館 ☎ 21-6868 FAX 21-8999
 いがまち図書室 (いがまち公民館内) ☎ 45-9122
 島ヶ原図書室 (島ヶ原会館内) ☎ 59-2291
 阿山図書室 (あやま文化センター内) ☎ 43-0154
 大山田図書室 (大山田公民館内) ☎ 47-1175
 青山図書室 (青山公民館内) ☎ 52-1110

今月の新着図書

☑一般書

『幽霊塔』

江戸川 乱歩／著・宮崎 駿／カラー口絵

黒岩涙香の翻案小説を江戸川乱歩が書き直した波乱万丈の探偵小説です。この作品の大ファンだったという宮崎駿さんによるカラー口絵が16ページついています。



☑児童書

『30000 このすいか』

あき びんご／作

ある夜、畑から30,000個のすいかが脱走しました。野を越え、山を越え、海にたどりついたすいかたちでしたが…!?

ユーモアあふれる絵本です。

■一般書

『農家が教える産地のイチおし旬レシピ』

農山漁村文化協会／編

『おやこで自転車はじめてブック』

疋田 智／監修

■児童書

『ありがとう実験動物たち』太田 京子／著

『小学生からはじめる伝える力が身につく本』

山崎 紅／著

■絵本

『せんそうしない』

たにかわ しゅんたろう／ぶん

えがしら みちこ／え

『このみち』

内田 麟太郎／作・たかす かずみ／絵

図書館(室)からのお知らせ

◆「き・も・ちの万華鏡」

～おはなし会とミニブックトーク～

笑ったり、怒ったり、泣いたり。小学生のさまざまな気持ちを描かれた絵本や児童書を紹介しながら読み聞かせをします。

【とき】 9月19日(土) 午後2時～

【ところ】 上野図書館 2階視聴覚室

【問い合わせ】 上野図書館

9月の読み聞かせ

絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなどをします。(30分～1時間程度)

とき	ところ	催物(読み手)
9日(水)	10:30～	いがまち図書室 ミニサロンひまわり
10日(木)	10:30～	上野図書館 えほんのひろば(ちいさなねこ)
12日(土)	10:30～	上野図書館 おはなしの会
		大山田図書室 おはなしたいむ(きらきら)
15日(火)	10:30～	阿山図書室 読み聞かせ会(はあと&はあと)
16日(水)	15:00～	上野図書館 えほんの森(よもよも)
20日(日)	10:30～	阿山図書室 読み聞かせ会(はあと&はあと)
23日(水祝)	10:30～	上野図書館 おひざでだっこのおはなし会
26日(土)	10:00～	いがまち図書室 読み聞かせ会(ぶらんこ)
	10:30～	上野図書館 おはなしの会
29日(火)	10:30～	青山図書室 おはなしなあに
10月6日(火)	11:00～	大山田図書室 あかちゃんたいむ・ミニおはなし会

ぬいぐるみといっしょにおはなし会&ぬいぐるみおとまり会



図書室で、ぬいぐるみのおとまり会を行います。

ぬいぐるみたちが夜の図書室で何をして過ごしたか、写真に撮ってお知らせします。

※事前申し込み不要

☆ぬいぐるみといっしょにおはなし会

【とき】 10月10日(土) 午前10時30分～

【ところ】 大山田図書室

【持ち物】 お気に入りのぬいぐるみ1体

※おはなし会は、ぬいぐるみと一緒になくても参加できます。

☆ぬいぐるみおとまり会

おはなしを聞いた後、ぬいぐるみは図書室にお泊まりします。

※ぬいぐるみのお迎えは、10月17日(土)～18日(日)に来てください。

【問い合わせ】 大山田図書室



9月の二次救急実施病院

◎各病院の受け入れ体制

日	月	火	水	木	金	土
		1 名張	2 岡波・名張	3 名張	4 上野	5 名張
6 名張	7 岡波	8 上野	9 岡波・名張	10 名張	11 上野	12 上野
13 岡波	14 岡波	15 名張	16 岡波・名張	17 名張	18 上野	19 名張
20 名張	21 岡波	22 上野	23 岡波・名張	24 名張	25 上野	26 上野
27 岡波	28 岡波	29 上野	30 岡波・名張	*小児科以外の 診療科です。		

◀実施時間帯▶ 平日：午後5時～翌日午前8時45分
土・日・祝日：午前8時45分～翌日午前8時45分

◀実施時間帯(岡波総合病院)▶

月曜日：午後5時～翌日午前9時 水曜日：午後5時～翌日午前8時45分
日曜日：午前9時～翌日午前8時45分
※月・水曜日が祝日の場合、午前9時～翌日午前8時45分

救急車での搬送限定ではありませんが、必ず事前に連絡が必要です。

【上野総合市民病院 (☎ 24-1111)】

【名張市立病院 (☎ 61-1100)】

【岡波総合病院 (☎ 21-3135)】

※重症者が重なり、診察できない場合があります。また、非当番日は救急の受け入れを行いません。

※二次救急(重症)の人が対象です。

◎伊賀市救急相談ダイヤル 24

☎ 0120-4199-22

(フリーダイヤル)

医師・看護師などが24時間年中無休体制で、救急医療や応急処置などに関する相談に応じます。(通話料・相談料：無料)

◎伊賀市応急診療所(一次救急)【診療科目】 一般診療・小児科

【所在地】 上野桑町 1615 番地 ☎ 22-9990

【診療時間】 月～土曜日：午後8時～11時

日曜日・祝日：午前9時～正午・午後2時～5時・午後8時～11時

※受付は、診療終了時刻の30分前までをお願いします。

◆夜間・日曜日および祝日診療を行っている医療機関については、三重県救急医療情報センター(☎ 24-1199)へお問い合わせください。

情報交流ひろば

となりまち いが・こうか・がめやま

甲賀市

亀山市

夜空に描くオレンジの放物線

～瀬古の流星～

9月12日(出)、甲賀市甲南町^{りゅうぼうしせこ}竜法師瀬古の薬師堂“^{えしき}会式”の日に、流星は打ち上げられます。甲賀市甲南町は甲賀流忍術発祥の地。流星は、忍者が合図のために打ち上げた狼煙と伝えられ、打ち上げ花火の原形ともいわれています。

初秋の夜空に描くオレンジの放物線は、忍者の里を偲ぶ風物詩となっています。

【とき】 9月12日(出)

午後6時30分頃～ ※約30分間

【ところ】

瀬古薬師堂周辺(甲賀市甲南町竜法師)

【アクセス】

JR草津線甲南駅から徒歩約15分、新名神高速甲南ICから車約10分

【問い合わせ】

甲賀市観光協会

☎ 0748-60-2690



茶畑の壮大な景色を楽しみませんか

～亀山青空お茶まつり～

亀山市の特産品「亀山茶」。約88haの茶生産団地「中の山パイロット」で、生産者と消費者との交流を目的に「亀山青空お茶まつり」が開催されます。お茶にちなんだ楽しいイベントが盛りだくさんです。ぜひお越しください。

【とき】 9月27日(日) 午前10時～午後2時

【ところ】 中の山パイロット特設会場(太森町)

【内容】 茶摘み体験・手もみ実演・電子レンジでお茶づくり・紙風船飛ばし・バンド演奏・フォトコンテスト表彰式・農産物販売など

【アクセス】 東名阪自動車道「亀山IC」から約10分(亀山IC→国道1号→県道302号)

【問い合わせ】 亀山青空お茶まつり実行委員会事務局(三重茶農業協同組合内)

☎ 059-329-3121

亀山市環境産業部農政室

☎ 0595-84-5082



【問い合わせ】 甲賀市広報課 ☎ 0748-65-0675

【問い合わせ】 亀山市広報秘書室 ☎ 0595-84-5021

